

スペインにおける「教師の教育上の自由」の法的基盤に関する研究

— 教育に関する組織法（LOE）を中心に —

田 邊 良 祐

はじめに

学校教育において、教師の役割は子どもの教育を直接つかさどるという点から非常に重要である。すべての子どもがあらゆる教科ないしは教育的活動に対して興味関心を持っているとは考えにくい。そこで、教師は子どもの興味関心を引きつけるために、教材研究を行い、適切な教材・教具を準備するだけでなく、発問の仕方や子どもとの接し方など様々な工夫をする。子どもの学びたいという意欲を掻き立て、さらに子どもの学習要求に応えるため、教師は日々研究と修養に励み自らの専門性を向上させようとしている。

子どもは家庭環境や出生、育ちなどが異なり、一人として同じではない。一人ひとりの子どもに応じた教育を行うため、教師はその子どもにとって最もふさわしいと思われる教育を、教師個人の判断で行う。そのような教育を行うには、教師に子どもの教育上の自由が保障される必要がある。教育上の自由が保障され、且つそれを行使し得るだけの専門性を教師が保持することによって、上述したような子どもの学習要求に応え、延いては彼らの学習権を保証することができると思う。

スペインでは、憲法上「教育の自由」（Libertad de enseñanza）が 27 条において明記され、スペインの教育に関する基本法である「教育に関する組織法（LOE : Ley Orgánica 2/2006, de 3 de mayo, de Educación）」（以下、LOE と略記）は「スペインの教育制度は憲法にのっとり、憲法に定められた権利と自由に基づく」（1 条）と記している。その 1 章「教育の原理と目的」における目的規定（2 条）は 2 項からなり、その 1 項には教育制度の達成すべき目的が 9 つ列記される。そして続く 2 項では以下のように定められている。

Artículo 2. Fines.

2. Los poderes públicos prestarán una atención prioritaria al conjunto de factores que favorecen la calidad de la enseñanza y, en especial, la cualificación y formación del profesorado, su trabajo en equipo, la dotación de recursos educativos, la investigación, la experimentación y la renovación educativa, el foment de la lectura y el uso de bibliotecas, la autonomía pedagógica, organizativa y de gestión, la función directiva, la orientación educativa y profesional, la inspección educative y la evaluación.

2 条 目的

2 項 公権力は教育の質を高めるためのあらゆる要因、特に、教師の資格・養成、そのチームでの仕事、教育リソースの提供、教育の研究・実験・刷新、読書及び図書館利用の推奨、教育・組織・経営管理上の自律性、リーダーシップの役割、教育と職業の進路指導、教育の視察と評価に留意する。

すなわちスペインでは、憲法 27 条における教育の自由理念にのっとり、教育の質を保証するため、教師の教育上の自律性（*autonomía pedagógica*）を尊重し法規定されている。

我が国におけるスペインの教育に関する研究、特に教育制度に関する研究の蓄積は必ずしも多くない。金子／藤井（2011）は LOE の文言の一部、及びマドリッド州の初等教育のカリキュラムを定めた州令を取り上げ、各教育段階の特色を明らかにした。これは、スペインの教育制度を知る上で資料的価値の高いものである。また、村越（2011）は、スペインでは各州に自治が認められていることに鑑み、中央の教育科学省と各自治州の教育省の独自性という観点から、シティズンシップ教育の学習指導要領を比較した。そこでは、LOE に触れながらシティズンシップ教育が必修化された過程を明らかにし、義務教育における宗教教育の位置づけについて明らかにしている。しかしながら、これまでの研究では、スペインにおける教師の教育上の自由についてはほとんど明らかにされてこなかった。

そこで本研究では、スペインにおける教師の教育上の自由を検討する前提課題として、憲法の教育条項および教育に関する現行の組織法である LOE に定められた教師の職務を確認し、教師の教育上の自由を保障する法的基盤を明らかにすることを目的とする。

1. スペインにおける自治と言語の多様性

ここではまず、スペインの自治と言語の多様な状況について確認しておきたい。

1-1. スペインにおける自治

スペインはヨーロッパ大陸の西南端に位置しイベリア半島の約 6 分の 5 を占め、残りをポルトガル、アンドラ、イギリスの直轄地ジブラルタルが占めている。スペインの国土は半島以外にも北アフリカのセウタとメリーリャの二つの自治市、地中海のバレアレス諸島、大西洋にあるカナリア諸島によって形成され、その総面積は約 77 万平方キロメートルである。半島本土の面積はヨーロッパではフランスに次いで大きく、日本の約 1.3 倍である。

1936 年に内戦に突入したスペインは、内戦の勝者であるフランシスコ・フランコ将軍により、彼が死去する 1975 年まで軍事独裁体制が敷かれていた。フランコの死後、現国王のフアン・カルロス一世が即位し、1977 年には 41 年ぶりとなる自由な国政選挙が実施され、1978 年に民主的な憲法が制定された。また、フランコ独裁政権崩壊後の民主化の過程で、中央集権体制から地方分権体制へ移行し、カタルーニャ、バスク、ガリシアといった州では自治を求める声が高まった（碓 2008 : 34）。こうした経緯から 1978 年に制定された現行のスペイン憲法（以下、スペイン憲法と略記）2 条において、スペインという国家の統一性と同時に、民族、及び地域の「自治権」を認めることとなったので

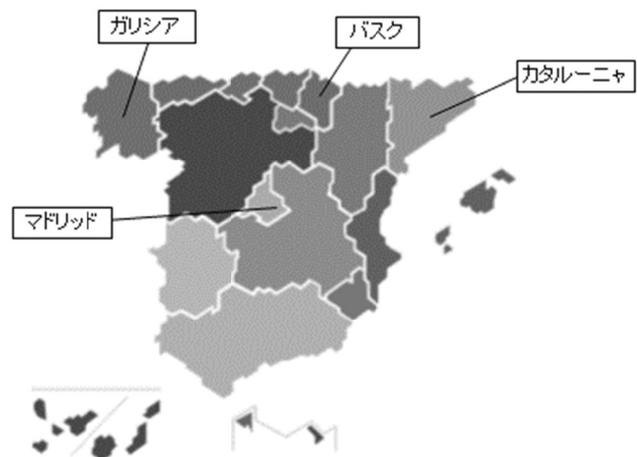


図 スペインの 17 の州と 2 つの自治市

※「スペイン統計局」ウェブサイト上の図に筆者が加筆した。（出典） Instituto Nacional de Estadística website: <http://www.ine.es/FichasWeb/RegComunidades.do?codMapa=9004>（2014 年 6 月 24 日最終アクセス）

ある。

現在、スペインは 17 の自治州が制定され、それぞれの自治州では独自の議会、政府を持ち、教育をはじめ医療、社会保障など多くの分野で自治権を付与されている。教育についてはスペイン教育省が国家として教育制度を策定し、教育費関連予算や各種補助金の配分を行う。各州の教育省は各県、及び市町村の学校を統括し、その州の中で教育行政に関する権限を持つ。教育行政上の権限はスペイン政府、自治州、県ないしは市町村の順に縮小していく。具体的に、国の法律に基づいて制定する各州の教育法は、就学義務や義務教育の無償、教育内容に関する規定を設けており、公立、私立、半官半民³の種別に関係なく州教育法に従いカリキュラムを作成する。また、州教育法では学校の管理、教職員の給与、奨学金制度に至るまで多くの事項が規定される。

1-2. スペインにおける言語の多様性と言語教育

フランコ独裁政権時代は単一言語政策がとられ、カスティーリャ語⁴が唯一の公用語であった。カタルーニャ語、バスク語、ガリシア語といった、それぞれの地域で使用される固有語は、学校などの公的な場所では使用を禁止されていたのである。そして自治権を剥奪されていた、カタルーニャ、バスク、ガリシアの 3 つの州は、スペイン憲法制定と同時に自治権を回復した。これら 3 つの州では、スペイン憲法で公用語とされるカスティーリャ語に加え、それぞれの地域の固有語であるカタルーニャ語、バスク語、ガリシア語が州内の公用語とされている⁵。またこのような地域の固有語は「文化遺産であり、特別の尊重および保護の対象」であることが憲法上規定されており、今日では上記 3 つの言語に加え、バブレ語（アストゥリアス州）、アラゴン語（アラゴン州）が保護の対象とされている。

スペインにおける言語の多様性について、「90 年代以降、海外からの移民が急増するにつれ、スペインの言語状況も大きく変化しつつある」との指摘がある（淀 2008: 41）。このような移民の増加は 1986 年の EC への加盟、1992 年のスペイン・イヤー⁶を目前とした建物、道路、鉄道などの建設ラッシュによって外国人労働者が押し寄せたことに依る（板東 2013: 204）。

学校教育においても、移民の子どもが、特に公立学校に集中している。こうした子どもたちの数は、1995 年度約 57,000 人であったのに対して 2005 年度には約 530,000 人まで増加し、その割合は初等教育では全児童の約 9%が移民の子どもとなっている。各自治州で違いはあるが、スペインでは言語的、基礎的学力に問題を抱える移民の子どもに対して言語の特別なプログラムを用意することとなっている⁷。ちなみに筆者が 2013 年 9 月に行ったスペイン調査⁸においても、1 学級 25 人のうち 23 人がアフリカ、南米、中国からの移民の子どもであった。

スペインの現在の教育制度は、2006 年に制定された「教育に関する組織法（LOE）である。教育制度は改正が予定されており、2013 年 6 月 29 日の閣議に「教育改善基本法（LOMCE: Ley Orgánica para la Mejora de la Calidad Educativa）」（以下、LOMCE と略記）の草案が初めて提出された。

今回改正される LOMCE では各自治州に与えられている権限が縮小される予定である。具体的には州ごとの教育水準の均質化を図るために、カスティーリャ語と地方語を公用語とする、カタルーニャ、バスク、ガリシア、バレンシアの各州については 65%、それ以外の州では 75%の権限を中央政府が担うこととなっている⁹。

以上のように、フランコ独裁政権崩壊以降のスペインは各州の自治が大きく認められるようになって

た。各地で話されている地方語が憲法で保護されていることからわかるように、スペインの多様な言語・文化が存在し、それらは尊重されているのである。また、90年代以降の移民の急激な増加を理由として、教育の分野においてもスペインという国の多様性を看取することができる。そして、学校教育、特に公立学校において、多様な文化的、言語的な背景を持った子どもと教師は接するようになった。教師はそういった状況の中で教育を担うことが求められるからこそ、より広範な教育上の自由が認められる事が必要である。そこで、次に教師の教育上の自由原理の法的基盤をなす、スペイン憲法における教育に関する規定を確認しておきたい。

2. スペイン憲法における教育の規定

1978年に制定された現行のスペイン憲法（以下、スペイン憲法）は、ドイツ、ポルトガル、イタリア、スウェーデンといった他国の憲法に影響を受けている（Rodríguez 2010: 47-48）。Rodríguezによるとスペイン憲法の特徴は「国家主権原理を規定したこと、社会的及び民主的な法治国家の憲法であること、生来の個人的権利の不可侵性ならびに政治秩序及び社会安寧の基礎としての基本的自由を宣言していること、議会君主制として構想された国家の政治形態、民主的に選挙され議会および世論に責任を負う内閣、二院制国会（下院および上院）ならびに独立し法の支配のみに服従する司法権において具体化された、古典的な独立分立制、地方及び地方公共団体に重きを置く地方分権、憲法裁判、憲法改正手続き、そして最後に営業の自由、予算統制、およびとりわけ西側民主主義諸国固有の経済原則に基礎づけられた経済および国家財政の体制」であるとする（Rodríguez 2010: 48）。特に、教育について規定した27条は、「社会的権利の中でも特筆すべきもの」として挙げられている（Rodríguez 2010: 49）。

具体的にスペイン憲法27条は以下のように規定される¹⁰。

Artículo 27 (27条)

1. Todos tienen el derecho a la educación. Se reconoce la libertad de enseñanza.
すべての人は教育を受ける権利を有する。教育の自由は認められる。
2. La educación tendrá por objeto el pleno desarrollo de la personalidad humana en el respeto a los principios democráticos de convivencia y a los derechos y libertades fundamentales.
教育は、共存のための民主主義原則と基本的人権及び自由を尊重しつつ、人間の完全なる人格の発展を目的とする。
3. Los poderes públicos garantizan el derecho que asiste a los padres para que sus hijos reciban la formación religiosa y moral que esté de acuerdo con sus propias convicciones.
公権力は、親自身の信念と一致する宗教的、道徳的教育を子どもに受けさせることができる親の権利を保障する
4. La enseñanza básica es obligatoria y gratuita.
基礎的な教育は義務であり、かつ無償とする。
5. Los poderes públicos garantizan el derecho de todos a la educación, mediante una programación general de la enseñanza, con participación efectiva de todos los sectores afectados y la creación de centros docentes.

公権力は、一般的な教育計画を通じて、すべての関係機関の効果的な参画と教育機関の設置により、すべての人の教育を受ける権利を保障する。

6. Se reconoce a las personas físicas y jurídicas la libertad de creación de centros docentes, dentro del respeto a los principios constitucionales.

自然人及び法人は、憲法の原則を尊重する限り、教育機関を設置する自由が認められる。

7. Los profesores, los padres y, en su caso, los alumnos intervendrán en el control y gestión de todos los centros sostenidos por la Administración con fondos públicos, en los términos que la ley establezca.

教師、親、場合によって生徒は、法律の定めるところにより、国が公金によって維持する教育機関の管理及び運営に参加する。

8. Los poderes públicos inspeccionarán y homologarán el sistema educativo para garantizar el cumplimiento de las leyes.

公権力は法律遵守を確保するために、教育制度を視察し承認する。

9. Los poderes públicos ayudarán a los centros docentes que reúnan los requisitos que la ley establezca.

公権力は法律の定める条件を満たした教育機関を援助する。

10. Se reconoce la autonomía de las Universidades, en los términos que la ley establezca.

大学の自治は、法律の定めるところによりこれを認める。

このように、スペイン憲法 27 条では教育に関する基本的な権利について規定しているが、こういった基本的な原理の具体化は国会による立法にゆだねられており、組織法を通じてなされなければならない¹¹。さらに、司法裁判所と憲法裁判所は基本的権利の射程を解釈することで、スペイン憲法に定められている基本的な原理の具体化を補う (Rodríguez 2010: 51)。

憲法 27 条 1 項では、すべての人に教育の自由が保障されることを規定している。そして、当然ここでは、学校教育における教師の教育上の自由も含まれているものと解釈することができる。換言すれば、スペインにおける教師の教育の教育上の基盤及び法的根拠は同条であると言えよう。しかしながら、同条の理念がどのような形で具体化され、またどのような自由が教師に対して認められているのかを検討するためには、組織法における教師の規定を確認する必要がある。以下では、LOE における教師の規定に関して確認したい。

3. スペインにおける教師の職務と自律性

スペイン憲法で掲げられる教育の理念を具体化するために、教師にはどのような規定がなされているのだろうか。そこで本節ではまず、EU の中でスペインの教師は他国と比べてどのような自律性を、どの程度持っているのかを、EU から出された報告書をもとに整理する。そして、具体的な自律性を検討するため、「教育に関する組織法 (LOE)」における教師の職務を整理する。

3-1. EU 内におけるスペインにおける教師の自律性

スペインの教師は他の EU 加盟国と比べてどのような自律性をどの程度持っているのだろうか。そこで、EU 教育情報ネットワーク組織であるユリディシー (Eurydice) から 2008 年に出された報告書「ヨーロッパにおける教師の自律性と責任の水準 (Levels of Autonomy and Responsibilities of

Teacher in Europe)』¹²を手掛かりとして、デンマーク、ドイツ、フランス、そしてスペインを比較し整理する。スペイン以外の4カ国は、スペインと同様に「教育の自由」が憲法上規定されている¹³。そして、同報告書を元に各国の教師の自律性に関する項目をまとめたものが、以下の表1である。

なお、表中のFA、LA、NAの表記については以下のような定義で使用している。それはすなわち、「法的限界や教育の一般的な枠組みの中で外部組織の介入なしに行使できるという意味での完全な自律性 (Full Autonomy : FA)」、「より高次の教育権力によって前もって決定されるもしくは決定を承認された場合における委任を意味する限定的な自律性 (Limited Autonomy : LA)」、「与えられた範囲では決定権を持たないという、自律性を一切持たない (No Autonomy : NA)」である (Eurydice 2008:17)。

表 教師の自律性に関する EU 加盟国とスペインの比較

	スペイン	デンマーク	ドイツ	フランス	オランダ
学校の自律性は義務教育での学級等の編成を認めているか	LA	FA	FA	LA	FA
義務教育の学級等の編成を学校の誰が行うことができるか	教師個人または集団	・学校長 ・教師個人または集団	学校長	・学校長 ・教師個人または集団	・学校長 ・教師個人または集団
義務教育の最低限のカリキュラム決定に学校の誰が関わるか	学校に責務はない	教師個人または集団	学校に責務はない	学校に責務はない	教師個人または集団
義務の最低限のカリキュラムを学校の誰が決定するのか	学校に責務はない	教師個人または集団	学校に責務はない	学校に責務はない	教師個人または集団
学校の自律性は選択科目のカリキュラム内容の決定を認めているか	LA	FA	LA	LA	FA
選択科目のカリキュラムの内容を誰が決定するか	教師個人または集団	教師個人または集団	・学校長 ・教師個人または集団	・教師個人または集団 ・学校委員会	学校長
学校の自律的に教育方法の選択を認めているのか	FA	FA	FA	FA	FA
教育方法の選択を学校の誰が決定するのか	教師個人または集団	教師個人または集団	教師個人または集団	教師個人または集団	教師個人または集団
学校の自律的に教科書の選択を認めているか	FA	FA	FA	FA	FA
教科書の選択を学校の誰が決定するのか	教師個人または集団	教師個人または集団	教師個人または集団	教師個人または集団	教師個人または集団
学校は自律的に子どもの成績評価の基準を作成できるか	LA	FA	LA	LA	FA
子どもの成績評価の基準を学校の誰が決定するのか	教師個人または集団	教師個人または集団	・学校長 ・教師個人または集団	教師個人または集団	・学校長 ・学校委員会
学校は自律的に卒業資格を保障する試験の内容を決定できるか	・学校に責務はない ・卒業資格を保障する試験はない	NA	NA	NA	NA

教育方法、教科書の選択、成績評価については抽出した5カ国のみならず、欧州のほとんどの国において認められている (Eurydice 2008:9)。スペインについて言えば、学校長を除く教師に対して広範囲な自律性が認められている。上記の表で言えば、義務教育における学級等の編成について、学校長や学校委員会ではなく、教師に自律性が認められているのはスペインのみである。ちなみに、欧州

全体でみてもこのような傾向が看取できるのはスペインのみである。

次に、具体的にスペイン国内の法規定では教師の職務はどのようになっているのか検討したい。

3-2. 「教育に関する組織法 (LOE)」(2006 年)における教師の職務

スペインの教育における組織法は、1990 年に公布された「教育制度基本法 (LOGSE : Ley Orgánica General del Sistema Educativo)」から、2002 年の「教育の質基本法 (LOCE : Ley Orgánica de Calidad de la Educación)」、2006 年の「教育に関する組織法 (LOE : Ley Orgánica 2/2006, de 3 de mayo, de Educación)」(以下、LOE と略記)と改正行われてきた。そして、2014 年 9 月より「教育改善基本法 (LOMCE : Ley Orgánica para la Mejora de la Calidad Educativa)」へ改正される予定である。

LOE において教師に関しては表題 3 において規定されている。すなわち、憲法 27 条の原理に基づき、それを教師に関して具体化したものが、LOE の表題 3 である。表題 3 は 4 章で構成されており、1 章では教師の職務について (91 条)、2 章で幼児教育 (92 条)、初等教育 (93 条)、中等教育及びバチジェラート (94 条)、職業教育 (95 条)、芸術教育 (96 条)、言語教育 (97 条)、スポーツ教育 (98 条)、成人教育 (99 条)における教師の職務について規定されている。そして、3 章では教師教育に関して、初期のトレーニング (100 条)、公立学校の教育への参加 (101 条)、永続的教育 (102 条)、公立学校教師の永続的教育 (103 条)が規定される。さらに、4 章では教師の承認・支持・評価について、教師の承認と支持 (104 条)、公立学校教師の措置 (105 条)が規定される。具体的に 1 章では教師の職務について以下のように示されている。

Artículo 91. Funciones del profesorado

91 条 教師の職務

1. Las funciones del profesorado son, entre otras, las siguientes:

1、教師の職務はとりわけ次のようなものである。

a) La programación y la enseñanza de las áreas, materias y módulos que tengan encomendados.

a) 委任された領域、内容、単位における計画と教育

b) La evaluación del proceso de aprendizaje del alumnado, así como la evaluación de los procesos de enseñanza.

b) 児童・生徒の学習の過程のみならず、教育の過程の評価

c) La tutoría de los alumnos, la dirección y la orientación de su aprendizaje y el apoyo en su proceso educativo, en colaboración con las familias.

c) 家庭との協働による、児童・生徒に関する指導助言、その学習指導と進路指導、その教育過程への支援

d) La orientación educativa, académica y profesional de los alumnos, en colaboración, en su caso, con los servicios o departamentos especializados.

d) 専門機関または部署との協働による児童・生徒の教育的、学術的、職業的な進路指導

e) La atención al desarrollo intelectual, afectivo, psicomotriz, social y moral del alumnado.

e) 児童・生徒の知的、情緒的、精神的、社会的、道徳的発達への配慮

f) La promoción, organización y participación en las actividades complementarias, dentro o fuera del recinto

educativo, programadas por los centros.

f) 教育機関によって計画された、学校の内外での補足的活動の組織及び参加の促進

g) La contribución a que las actividades del centro se desarrollen en un clima de respeto, de tolerancia, de participación y de libertad para fomentar en los alumnos los valores de la ciudadanía democrática.

g) 児童・生徒の民主主義的な市民性を助長するために、教育機関の活動が、尊敬、寛容、参加と自由の雰囲気の中で発展することへの貢献

h) La información periódica a las familias sobre el proceso de aprendizaje de sus hijos e hijas, así como la orientación para su cooperación en el mismo.

h) 子どもたちの学習の過程に関する家庭への定期的な情報提供、家庭との協力による進路指導

i) La coordinación de las actividades docentes, de gestión y de dirección que les sean encomendadas.

i) 委任された教育活動の調整、管理、指導

j) La participación en la actividad general del centro.

j) 教育機関の全般的な活動への参加

k) La participación en los planes de evaluación que determinen las Administraciones educativas o los propios centros.

k) 教育行政または自分の機関が決定する評価計画への参加。

l) La investigación, la experimentación y la mejora continua de los procesos de enseñanza correspondiente.

l) それぞれの教育の研究、実験と継続的改善

2. Los profesores realizarán las funciones expresadas en el apartado anterior bajo el principio de colaboración y trabajo en equipo.

2、教師たちは協働とチームによる仕事の原則により前項に掲げる職務を実行する。

このようにスペイン憲法の理念を実現するため LOE の 91 条では、教師の職務が規定されている。同条では教師の職務がどの範囲であるのか（1 項の a）を規定するとともに、児童・生徒の教育に対して家庭と協働すること（1 項の c 及び h）や、教育の専門機関と協働すること（1 項の d）、教師どうしチームで協働すること（2 項）が示されている。同条に鑑みると、スペインにおいて教師は、学校教育において子どもの情緒的、精神的、社会的、道徳的発達のため、家庭や教師さらに専門的機関と協働しながら、教科の教育、教育評価、単位の認定に対して自律的であると解釈できよう。

ただし、具体的にスペインにおける教師の「教育上の自由」や「自律性」とは何かを問うためには、組織法のみならず、組織法における教師の職務の規定の変遷や、判例、憲法裁判所や司法裁判所の解釈など広く検討する必要がある。

おわりに

スペインにおける教師の教育上の自由を検討する前提課題として、憲法の教育条項および教育に関する現行基本法である LOE に定められた教師の職務を確認し、教師の教育上の自由を保障する法的基盤を明らかにしてきた。

スペインは多言語、多民族国家であり、長いフランコ独裁政権時代を経てようやく地方自治が認められることとなった。各州で使用される固有の言語は憲法の規定により保護されているが、一方でス

ペイン全体の教育の質を保つためには使用言語によって、教育に関する自治権に差を設けようとしており、これは新教育基本法、LOMCE の改正点に端的に表れている。しかしながら、移民の増加、多言語・多民族国家であるといったスペインの現状に鑑みると、教師の自律性を制約してしまうことで果たしてスペイン憲法 27 条が謳う「教育を受ける権利」を保障することができるのだろうか。

本稿では、スペインの基本的な教育制度の紹介にとどまり、具体的に教師にどのような自律性がどのような射程で認められているのかといった点や、1978 年以降、スペインの法制上で歴史的に教師の自律性がどのように扱われてきたのかといった点については明らかにすることが出来なかった。そのため、改正が予定されている新たな組織法 LOMCE において、教師の職務に関する規定が旧法に比べどのように変化したのかという点を明らかにすることは今後の課題である。以上のような課題を解決していくため今後は具体的に、司法裁判所や憲法裁判所が出した教師に関する判例の検討や、実際に教員やスクールインスペクターへの聞き取りといった現地調査を行っていきたい。

また、教師に認められる教育上の自由を行使するためには、先に述べたとおりそれが保障されることに加え、教師の専門性が求められる。しかしながら、スペインにおいて教師にどのような専門性が重要とされ、育成しようとしているのかという点を明らかにした研究は、我が国においては管見の限り存在しない。そこで、まず教員評価がどのような教師の専門性を評価しようとしているのか、組織法において教師評価についてどのように規定しているのかを整理しながら、スペインにおける教師の専門性とはなにかを明らかにしていきたい。

さらに、教師の養成、採用、研修といった法制度や、組織法における教師に関する規定の変遷、学校体系や入試制度を整理し、スペインの教育制度の一端を明らかにしたい。

引用参考文献

- ・ Eurydice (2008) : *Levels of Autonomy and Responsibilities of Teachers in Europe*.
- ・ Rodríguez Artacho, Salvador/池田実 (訳および脚注) (2010) : 「憲法」日本スペイン法研究会/サラゴサ大学法学部/Nichiza 日本法研究班共編『現代スペイン法入門』嵯峨野書院、pp. 34-69。
- ・ 碓順治編著 (2008) : 『スペイン』河出書房新社。
- ・ 金子亨/藤井康子 (2011) : 「スペインの教育改革の変遷」『東京学芸大学紀要 芸術・スポーツ科学系』63 号、pp. 13-21。
- ・ 黒田清彦 (1982) : 「スペイン憲法 (1978 年)」原誠他編『スペインハンドブック』三省堂、pp. 453-496。
- ・ 中川和彦 (1979) : 「スペイン憲法 (資料)」国立国会図書館調査及び立法考査局『レファレンス』29 巻 5 号、pp. 53-100。
- ・ 坂東省次編著 (2013) : 『現代スペインを知るための 60 章』明石書店。
- ・ 文化庁 (2012) : 『海外の宗教事情に関する調査報告書 資料編 8 スペイン宗教関係法令集』平成 24 年 3 月。
- ・ 村越純子 (2008) : 「スペインの道德教育における『宗教』教科の位置づけ : LOCE 法に基づく中学校学習指導要領を中心にして」『埼玉大学紀要 教育学部』57 巻 2 号、pp. 73-90。
- ・ 村越純子 (2011) : 「スペインの義務教育制度におけるシティズンシップ教育教科の位置づけ : LOE 法に基づく中学校の学習指導要領の検討を中心にして」『埼玉大学紀要 教育学部』60 巻 1 号、pp. 33-48。
- ・ 村越純子 (2012) : 「スペインにおける公立中学校の宗教科目に関する考察 : 宗教科目担当教員への聞き取り調査を中心として」『埼玉大学紀要 教育学部』61 巻 2 号、pp. 27-44。
- ・ 百地章 (2009) : 「スペイン憲法」阿部照哉/畑博行編『世界の憲法集 [第四版]』有信堂、pp. 197-218
- ・ 結城忠 (2009) : 『教育の自治・分権と学校法制』東進堂。

田邊 良祐 (筑波大学大学院人間総合科学研究科教育基礎学専攻 後期 2 年)

- 1 結城は「教育の自由」の法原理は「国家ないしは教会による『学校独占 (School - monopol)』を排除する原理として誕生した」とする。そこでは「教育の自由」が規定された憲法として、フランス、ベルギー、オランダ、ドイツに加え、フィンランド憲法 82 条 (1919 年)、アイルランド憲法 42 条 (1937 年)、イタリア憲法 33 条 (1947 年)、ドイツ基本法 (1949 年)、デンマーク憲法 76 条 (1953 年)、ポルトガル憲法 (1976 年)、スペイン憲法 27 条 (1978 年) などが挙げられる。(結城 2009:133-136)
- 2 論文情報ナビゲータ「CiNii」において「スペイン」および「教育」をキーワードに検索すると 475 件がヒットする (2014 年 6 月 24 日現在)。「スペイン語教育」に関するものが圧倒的に多い。ちなみに、キーワードに「制度」を追加すると 16 件である。
- 3 スペインの学校教育は公立 (Centros públicos)、私立学校 (Centros privados)、半官半民 (Centros privados concertados) で構成される。半官半民の学校はもともと私立学校であったものが多い (金子/藤井 2011: 14)。
- 4 カスティーリャ語は、「もともとカスティーリャ地方で話されていた言語で、スペインがカスティーリャ王国を軸として近代国家の建設を進めてきたために、この地域の言語がナショナル・ランゲージに『昇格』したものである」と説明される (碓 2008: 41)。
- 5 このほかにも、バレンシア語、バレアス語が各自治州で公用語とされており、バブレ語、アラゴン語が保護されている (碓 2008: 41)。
- 6 「バルセロナオリンピック、コロンブスの新大陸到達 500 年、セビリア万博、などがこの年に集中したことにより世界中の目が釘付けになった年」とされる (板東 2013: 204)。
- 7 教育に関する組織法 (LOE : Ley Orgánica 2/2006, de 3 de mayo, de Educación) の第 67 条第 4 項において、「教育行政は、移民がスペインの基本的な文化に対して円滑に統合できるよう、スペイン語ないしはその他の公用語の学習プログラムを推進するように対応する」ことが定められている。なお、LOE の条文については「国家官報データベース」(Agencia Estatal Boletín Oficial del Estado) を参照した。Agencia Estatal Boletín Oficial del Estado website: <http://www.boe.es/>
http://www.boe.es/diario_boe/txt.php?id=BOE-A-2006-7899 (2014 年 6 月 24 日最終アクセス)
- 8 本調査は科学研究費助成事業 (研究課題: スペインの美術教育に学ぶ、言語教育を取り入れた図画工作科の学習内容と指導法、研究代表: 藤井康子、2012-2014 年度、研究課題番号 24531146) の助成を受けて、2013 年 9 月 22 日から 10 月 6 日までおこなったものである。ここで取り上げた事例は、2013 年 10 月 3 日に訪問したカタルーニャ州バルセロナ市立モッセン・ヴェルダグエル小学校 (公立) での参与観察に基づく。
- 9 カタルーニャ州ではカスティーリャ語よりカタルーニャ語の教育に重点を置いているため、カスティーリャ語の授業回数が少なく、カスティーリャ語の能力の低下が指摘されている (板東 2013: 210)。
- 10 スペイン憲法原文については、スペイン下院議会 (Congreso de los Diputados) ウェブサイト「スペイン 1978 年憲法 第二章権利と自由」(Capítulo segundo. Derechos y libertades) を参照した。
<http://www.congreso.es/consti/constitucion/indice/titulos/articulos.jsp?ini=15&fin=29&tipo=2> (2014 年 7 月 4 日最終アクセス)
- また、翻訳にあたっては次の文献を参考にした。結城 (2009)、中川 (1979)、百地 (2005)。
- 11 このことについてはスペイン憲法 81 条に定められている (Rodríguez 2010: 51)。
- 12 1990 年代以降に広く進められた学校の自律性の拡大や地方分権化政策と教師の自律性との関係に着目した本報告書では、教授法等のみでなく新たな教師の責任について欧州各国の比較が行われている。
- 13 結城の挙げる「教育の自由」が憲法上規定されている国の中から、スペインを含む 5 カ国を選択した。(結城 2009: 133-136)